

鉄軌道駅の段差解消に向けた対応状況について
(臨時報告書)

【様式】

未整備駅名	和歌山市
未整備駅の 所在都道府県及び市区町村	都道府県：和歌山県 市区町村：和歌山市
路線名	南海本線、和歌山港線
1日の平均利用者数 (平成20年度末現在)	18,648

鉄道事業者又は軌道経営者	南海電鉄
関係自治体	和歌山県、和歌山市

バリアフリー化に関する現状	
橋上駅 3面4線	
ラッチ外は、Ev設置(基準不適合)。	
ラッチ内は、車いす対応型Escを設置。	

バリアフリー法第6条では、施設設置管理者等の責務として、「施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、この責務を踏まえ、鉄道事業者(軌道経営者)におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(必須)

質問1 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを○で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

※ 以下の質問2は、質問1で(1)と答えた鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問2 エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する予定の時期をご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

(未定である場合はその理由を詳細にご回答ください。また、留意事項がある場合はご記入下さい。)

※ 以下の質問3から質問4までは、質問1で(2)とご回答した鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問3 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画をないとした理由及び課題についてご回答下さい。

当該駅の改良計画を策定中であり、駅のバリアフリー化は改良工事と併せて実施する予定。

質問4 平成23年(注)以降にバリアフリー化を行う場合、エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する時期及び実現までのプロセスをご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

・ 実現までのプロセス(スケジュール表等の添付も可)

今年度中に改良計画を策定予定。計画策定後、設計、施工を実施。

(未定である場合はその理由を詳細にご回答下さい。)

改良計画を策定中であり、工期を含めて、完成時期について現時点では具体的な記載ができない。

(調査)

バリアフリー法第5条では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、これら責務を踏まえ、所在都道府県及び市区町村におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(任意)

○都道府県(未整備駅の所在都道府県の記載事項)

質問I 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを○で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問II 質問Iで(1)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

和歌山県においては、「和歌山県福祉のまちづくり条例(平成8年)」に基づき、県内における高齢者や障害者などの移動の確保に向け、鉄道駅のバリアフリー化を推進している。また、「和歌山県交通施設バリアフリー化設備整備推進事業補助(平成12年)」により、鉄道事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化事業に補助する市町村に対し補助(市町村が補助する額の1/2又は補助対象経費の1/6のいずれか少ない額。ただし、エレベーター整備については、1基あたりの補助限度額1千万円)している。

質問III 質問Iで(2)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由の具体的な内容をご回答下さい。

○市区町村(未整備駅の所在市区町村の記載事項)

質問I 未整備駅について、基本構想の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを○で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問II 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを○で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問III 質問IIで(1)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

和歌山市においては、和歌山市長期総合計画等の上位計画や「わかやまし新障害者計画(平成16年3月)」や「和歌山市地域福祉計画(平成17年3月)」等の関連する計画と整合を図り、市内における高齢者や障害者などの移動の確保に向け、「和歌山市六十谷駅周辺バリアフリー基本構想(平成20年3月)」を策定し、整備を推進している。なお、当該駅におけるバリアフリー化整備は、平成20年事業着手し平成21年度に完成予定であり、また、本基本構想に併せて、「和歌山市交通施設バリアフリー化設備整備費補助(平成20年)」により、鉄道事業者に対し、バリアフリー化設備整備費の一部(事業費の1/3について、県と1/2ずつ補助。)について、平成20年度及び平成21年度の補助採択を行い、駅のバリアフリー化整備を行っている所である。

質問IV 質問IIで(2)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由を具体的に回答下さい。

担当部署等名	南海電気鉄道株式会社
鉄道事業者又は軌道経営者	和歌山県
都道府県	和歌山市
市区町村	

(注) 様式中、「平成22年、平成23年」となっているが、鉄軌道事業者の事業計画期間を勘案し、「年度」と読み替える。